

## 平成二十五年法律第二十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

目次

第一回 総則（第一条—第六条の二）	第四章 特定個人情報の提供
第二回 個人番号（第七条—第十六条）	第五章 特定個人情報の提供の制限等（第十一条—第十八条の五）
第三回 個人番号カード（第十六条の二—第十九条）	第六章 特定個人情報保護評価等（第二十七条—第二十九条の四）
第四回 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十条—第三十二条）	第七章 個人情報保護法の特例等（第三十三条—第三十五条）
第五回 特定個人情報保護法（第三十六条—第三十八条）	第八章 雜則（第四十三条—第四十七条）
第六回 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十九条—第四十一条）	第九章 罰則（第四十八条—第五十七条）
第七回 第一章 総則（目的）	附則

必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）この法律において「行政機関」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関をいう。

（定義）この法律において「独立行政法人等」とは、個人情報保護法第一条第九項に規定する独立行政法人等をいう。

（定義）この法律において「個人情報」とは、個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報をいう。

（定義）この法律において「個人情報フアイル」とは、個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等）をいう。以下この項及び第五章第二節において同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものをいう。

（定義）この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

（定義）この法律において「個人番号カード」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをい

（定義）この法律において「個人番号」とは、個人番号に由つて識別される特定の個人をいう。

（定義）この法律において「個人番号カード」とは、個人番号に由つて識別される特定の個人を認めることができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者の間ににおける迅速な情報の授受を行うことができるようとするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために

必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）この法律において「行政機関」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関をいう。

（定義）この法律において「独立行政法人等」とは、個人情報保護法第一条第九項に規定する独立行政法人等をいう。

（定義）この法律において「個人情報」とは、個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報をいう。

（定義）この法律において「個人情報フアイル」とは、個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等）をいう。以下この項及び第五章第二節において同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものをいう。

（定義）この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

（定義）この法律において「個人番号カード」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをい

（定義）この法律において「個人番号」とは、個人番号に由つて識別される特定の個人をいう。

（定義）この法律において「個人番号カード」とは、個人番号に由つて識別される特定の個人を認めることができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者の間ににおける迅速な情報の授受を行うことができるようとするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために

（定義）この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号である）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。

（定義）この法律において「個人番号利用事務」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

（定義）この法律において「個人番号関係事務」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

（定義）この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

（定義）この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律百八十八号）第二条第一項に規定する方独立行政法人（地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人）及び情報提供者並びに同条第一項及び第二項において同じ。）並びに当該電磁的記録がその送信を行つた者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として主務省令で定める事項に係る電磁的方

（定義）この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律百八十八号）第二条第一項に規定する方独立行政法人（地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人）及び情報提供者並びに同条第一項及び第二項において同じ。）並びに当該電磁的記録がその送信を行つた者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として主務省令で定める事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構並びに第十九条第八号に規定する情報照会者及び機構並びに第十九条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他の内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理するために、第二十一條第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

（定義）この法律において「法人番号」とは、第三十九条第一項又は第二項の規定により、特定の法

人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

**第三条** 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行わなければならない。

一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。

二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ完全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めるこれを避け、国民の負担の軽減を図ること。

四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいするといふ、その管理の適正を確保すること。

五 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野における利用の促進を図るとともに、行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行わなければならない。

六 個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カード（カード代替電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）が第一項第一号に掲げる事項を実現するためには必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないよう配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行わなければならない。

四 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び

第三号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行わなければならない。

#### （国の責務）

**第四条** 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関する情報の提供その他の必要な措置を深めるよう努めるものとする。

**第六条** 地方公共団体の責務

2 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

**第七条** 市町村長は、前条第一項又は第二項の規定による通知に關し必要な事項は、総務省令で定める。

**第八条** 市町村長は、前条第一項又は第二項の規定により個人番号を指定しようとする者は、あらかじめ機関に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

2 機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

**第九条** 個人番号カード（カード代替電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票コードを記載したときは、政令により住民票コードを変換して得られるものであること。

3 前号の住民票コードを復元することができることの規則性を備えるものでないこと。

二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。

三 前号の住民票コードを復元することができることの規則性を備えるものでないこと。

**第十条** 個人番号カード（カード代替電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票コードを記載したときは、政令により住民票コードを変換して得られるものであること。

3 個人番号カード（カード代替電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）が第一項第一号に掲げる事項を実現するためには必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないよう配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行わなければならない。

四 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報

た個人番号とすべき番号をその者の個人番号とすることで、その者に対する通知をするにあたっては、社会保険制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行わなければならない。

2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の前前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受けられるよう、当該交付の手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前三项に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による通知に關し必要な事項は、総務省令で定める。

**第十一条** 市町村長は、前条第一項又は第二項の規定により個人番号を指定しようとする者は、あらかじめ機関に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいふ。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるもの、処理に関し有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいふ。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるもの、処理に関し有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいふ。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるもの、処理に関し有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法第二百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する

る情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号（同条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び当該利用特定個人情報を検索するために必要な限度で第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第九項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下の提供に関する事務の処理に関する情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第一百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二十七條、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の第三項、第三十七条の十四第三十四項、第七十条の二の二第二十九条若しくは第七十条の二の三第六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三条）第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）第四条の二第一項若しくは第四条の三第一項、預貯金口座の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理について必要とされる他の個人番号を記載した書面の提出その他の個人番号を利用した事をを行うものとされた者は、当該

事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5 前項の規定により個人番号を利用することができる者（以下「デジタル庁」という。）をその目的で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができます。

6 前各項に定めるものほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができます。（再委託）

7 第十条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託をする者とみなして、第二条第十三項及び第十四項、前条第一項から第四項まで並びに前項の規定を適用する。（委託先の監督）

第十一条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第十三条 個人番号利用事務実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用

する者を除く。次条第二項及び第十九条第一号において同じ。）は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び第十六条における同じ。）は、個人番号利用事務等を処理するため同じくは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第五号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五の二第二項、第三十条の四十四から第三十条の四十四の五まで又は第三十条の四十四の七第一項の規定により、機構に対し同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第二項に規定する機構保存附票本人確認情報（第十九条第五号及び第四十八条において「機構保存本人確認情報等」という。）の提供を求めることができる。

（個人番号カードの発行等）

第十五条 個人番号カードの発行等（個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳（国外転出者である者のに限る。第四項において同じ。）の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを作成するものとする。）

2 前項の申請は、機構に対して、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

（個人番号カードの発行等）

第十六条 個人番号カードの発行等（個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳（国外転出者である者のに限る。第四項において同じ。）の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを作成するものとする。）

2 前項の申請は、機構に対して、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

（個人番号カードの発行等）

第十七条 個人番号カードの発行等（個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳（国外転出者である者のに限る。第四項において同じ。）の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを作成するものとする。）

2 前項の申請は、機構に対して、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

（個人番号カードの発行等）

第十八条 個人番号カードの発行等（個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳（国外転出者である者のに限る。第四項において同じ。）の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを作成するものとする。）

（個人番号カードの発行等）

三 前二号に掲げるもののほか、個人番号の提

供をする者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置

（個人番号カード）

（個人番号カードの発行等）





## 第四章 特定個人情報の提供

### 第一節 特定個人情報の提供の制限等

(特定個人情報の提供の制限)  
第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき(個人番号利用事務実施者が、生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十九条第一項、厚生年金保険法第二百条の二第五項その他政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者個人番号を提供する場合には、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る)。

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報提供をするとき(第十二号に規定する場合を除く)。

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

四 一の使用者等(使用者、法人又は国若しくは地方公共団体)において同じ)における従業者等(従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ)であつた者が他の使用者等における従業者等になつた場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

五 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報等を提供するとき。

六 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

七 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。

八 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務

を処理する者(準法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。)のうち特定個人番号利用事務(同表の該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ)を処理する者として主務省令で定めるもの(法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者である場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という)が、特定個人番号利

用事務を処理するために政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの(以下「利用特定個人情報」という。)を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣(法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、当該利用特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものの限り)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

九 条例事務関係情報照会者(第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもののとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同一の規定に基づく命令の規定により、社会保険庁等に対する支拂債務等(以下この号において単に「社会保険料等」という。)が同条第一項に規定する振替機関等(以下この号において単に「振替機関等」という。)が同条第一項に規定する社債等(以下この号において単に「社債等」という。)の発行者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。)又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行ふための口座が記録されるものをを利用して、当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を収集し、又は保管してはならない。

十 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第七十二条の五十八、第三百七条、第三百二十一条又は第七百三十九条の五百七十条の規定その他政令で定める同法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)又は国税(国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律の規定により特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。が、特定個人番号利用事務を処理するために政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの(以下「利用特定個人情報」という。)を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣(法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、当該利用特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものの限り)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

十一 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十二 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第五項に規定する振替機関等(以下この号において単に「振替機関等」という。)が同条第一項に規定する社債等(以下この号において単に「社債等」という。)の発行者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。)又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行ふための口座が記録されるものをを利用して、当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を収集し、又は保管してはならない。

十三 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)に提供するとき。

十四 第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。

十五 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に關する法律(昭和二十二年法律第二百二十五条)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五条)第一條の規定により行う審査若しくは会計検査院の検査(第三十六条において「各議院審査等」という。)が行われると、そこの事務を処理するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十六 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十七 その他これらに準ずるものとして個人情報を提供するとき。

### 第二節 情報提供ネットワークシステム(収集等の制限)

#### 第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を収集し、又は保管してはならない。

#### 第二十一条 情報提供ネットワークシステム

(情報提供ネットワークシステム)

内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求めがあつたときは、当該利用特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条(第三項及び第五項を除く。)の規定に違反する事実があつたと認める場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して利用特定個人情報の





第す適えみりに規項第五二第 九る用て替読よ定の三条十百	号第一条第十第す適えみりに規項第五二第 一項第八九る用て替読よ定の三条十百	号第一条第 二項第八九	て いる
第二十 七条第 一項又 は第二 十八条	第十八 条若し くは第 十九条 の規定 の規定 に違反 して取 り扱わ れたも のであ るとき き	第十八 条第 一項及 び第二 十条第 一項第 七条第 二項第 二十 七条第 一項又 は第二 十八条	くは保管されているとき、 又は同法第二十九条の規定 に違反して作成された特定 個人情報ファイル（同法第 二条第十項に規定する特定 個人情報ファイルをいう。） に記録されているとき
行政手続における特定の個 人を識別するための番号の 利用等に関する法律第十九 条	行政手続における特定の個 人を識別するための番号の 利用等に関する法律第十九 条	行政手続における特定の個 人を識別するための番号の 利用等に関する法律第十九 条	行政手続における特定の個 人を識別するための番号の 利用等に関する法律第十九 条

第二号	第三項 第十八 条	一号	第三項 第十八 条	第二項	第十八 条	第一項 定 護 法 の規 人情 保 られ る個 読み替 えられ る字句	2 号 第一 二項 第 十八 条 個人 情報 保護 法第 十六 条第 二項 に規 定す る個 人情 報取 扱事 業者 (個 人情 報保 護法 第五 十八 条第 二項 各号 に掲 げ る者 (次 条第 三項 にお いて 「み なし 個 人情 報取 扱事 業者 」と い う。) を含 む。)が 保 有 し、又 は保 有 し よう とす る特 定個 人情 報(第 二十三 条第 一項及 び第二 項(これら の規 定を第 二十六 条に おいて 準用 する場 合を含 む。以 下同 じ。)に規 定す る記 録に 記 録さ れ たもの を除 く。)に 関し ては、 個人 情報 保護 法第 十八 条第三 項第三 号か ら第六 号まで、 第二十 条第二 項及び 第二十七 条第三 項まで の規 定は 適用 しない ものと し、個 人情 報保 護法 の他 の規 定の 適用 につ いては、 次の表 の上欄 に掲 げる字 句と とす る。
本人	本 人 づ く場 合 の章 において 同じ。)に 基 づく 場合 法令(條 例を 前 人 の同意 を得 ないで、 承 繼 本 あら かじ め本 人 の同意 を得 ないで、 承 繼 前 前 条 の規 定に違 反して 取 得さ れ たも のであ るとき き	行政手 続に おけ る特 定個 人情 報フ アイ ルを い う。) に記 録さ れ てい ると き、又 は同 法第 二十九 条の 規 定に 違 反して 作 成さ れ た特 定個 人情 報フ アイ ル (同 法第 二条 第十 項に 規 定す るとき き、又 は同 法第 二十九 条の 規 定に 違 反して 利 用さ れ て い ると き、同 法第 二十 七条 及び 第二 号に 基 づく 規 定に 違 反して 利 用等 に お け る法 律等 に 關 する法 律第 十九 条	行政手 續に おけ る特 定個 人情 報フ アイ ルを い う。) に記 録さ れ てい ると き、又 は同 法第 二十九 条の 規 定に 違 反して 利 用さ れ て い ると き、同 法第 二十 七条 及び 第二 号に 基 づく 規 定に 違 反して 利 用等 に お け る法 律等 に 關 する法 律第 十九 条	行政手 續に おけ る特 定個 人情 報フ アイ ルを い う。) に記 録さ れ てい ると き、又 は同 法第 二十九 条の 規 定に 違 反して 利 用さ れ て い ると き、同 法第 二十 七条 及び 第二 号に 基 づく 規 定に 違 反して 利 用等 に お け る法 律等 に 關 する法 律第 十九 条	行政手 續に おけ る特 定個 人情 報フ アイ ルを い う。) に記 録さ れ てい ると き、又 は同 法第 二十九 条の 規 定に 違 反して 利 用さ れ て い ると き、同 法第 二十 七条 及び 第二 号に 基 づく 規 定に 違 反して 利 用等 に お け る法 律等 に 關 する法 律第 十九 条		
本人 又は本人 の同意 があり	本 人 定に き づく 場合 の規 定に 違 反して 利 用等 に お け る法 律等 に 關 する法 律第 十九 条第 五項の 規 定に 基 づく 場合 の規 定に 違 反して 利 用等 に お け る法 律等 に 關 する法 律第 二十 七条 及び 第二 号に 基 づく 規 定に 違 反して 利 用等 に お け る法 律等 に 關 する法 律第 十九 条	行政手 續に おけ る特 定個 人情 報フ アイ ルを い う。) に記 録さ れ てい ると き、又 は同 法第 二十九 条の 規 定に 違 反して 利 用さ れ て い ると き、同 法第 二十 七条 及び 第二 号に 基 づく 規 定に 違 反して 利 用等 に お け る法 律等 に 關 する法 律第 十九 条	行政手 續に おけ る特 定個 人情 報フ アイ ルを い う。) に記 録さ れ てい ると き、又 は同 法第 二十九 条の 規 定に 違 反して 利 用さ れ て い ると き、同 法第 二十 七条 及び 第二 号に 基 づく 規 定に 違 反して 利 用等 に お け る法 律等 に 關 する法 律第 十九 条	行政手 續に おけ る特 定個 人情 報フ アイ ルを い う。) に記 録さ れ てい ると き、又 は同 法第 二十九 条の 規 定に 違 反して 利 用さ れ て い ると き、同 法第 二十 七条 及び 第二 号に 基 づく 規 定に 違 反して 利 用等 に お け る法 律等 に 關 する法 律第 十九 条	行政手 續に おけ る特 定個 人情 報フ アイ ルを い う。) に記 録さ れ てい ると き、又 は同 法第 二十九 条の 規 定に 違 反して 利 用さ れ て い ると き、同 法第 二十 七条 及び 第二 号に 基 づく 規 定に 違 反して 利 用等 に お け る法 律等 に 關 する法 律第 十九 条		

第三十五 条第三項 第二十七 条第 一項又 は第二 十八 条	第三十五 条第三項 第二十七 条第 一項又 は第二 十八 条	第三十五 条第三項 第二十七 条第 一項又 は第二 十八 条	(情報提供等の記録についての特例)
第二十九 条第 十九 条	第二十九 条第 十九 条	第二十九 条第 十九 条	行政手 續に おけ る特 定個 人情 報フ アイ ルを い う。) に記 録さ れ てい ると き、又 は同 法第 二十九 条の 規 定に 違 反して 利 用さ れ て い ると き、同 法第 二十 七条 及び 第二 号に 基 づく 規 定に 違 反して 利 用等 に お け る法 律等 に 關 する法 律第 十九 条
第二十九 条第 十九 条	第二十九 条第 十九 条	第二十九 条第 十九 条	第二十九 条第 十九 条

第八 条第 三項	第八 条第 三項	第八 条第 三項	第八 条第 三項
第二十九 条第 十九 条	第二十九 条第 十九 条	第二十九 条第 十九 条	第二十九 条第 十九 条
第二十九 条第 十九 条	第二十九 条第 十九 条	第二十九 条第 十九 条	第二十九 条第 十九 条

第十九条	第三項	第八十九条	第十項	第六十九条	第五項	第四項	第三項	第二項
提供先	情報の個人保有者	該当する場合	利用目的	法令に基づく場合	自ら利用してはならない	自ら利用してはならない	読み替える字句	読み替える字句
第三項（同法第二十六条に規定する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条）	当該訂正による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条	該当する場合	自ら利用してはならない	法令に基づく場合	自ら利用してはならない	自ら利用してはならない	読み替える字句	読み替える字句
当該個人情報を提供する	該当する場合	該当する場合	該当する場合	該当する場合	該当する場合	該当する場合	読み替える字句	読み替える字句

第六項	第一項	第十項	第六十九条	第五項	第四項	第三項	第二項	
提供先	情報の個人保有者	該当する場合	利用目的	法令に基づく場合	自ら利用してはならない	自ら利用してはならない	読み替える字句	読み替える字句
当該個人情報を提供する	該当する場合	該当する場合	該当する場合	該当する場合	該当する場合	該当する場合	読み替える字句	読み替える字句

第十九条	第十項	第六十九条	第五項	第四項	第三項	第二項
提供先	情報の個人保有者	該当する場合	利用目的	法令に基づく場合	自ら利用してはならない	自ら利用してはならない
当該個人情報を提供する	該当する場合	該当する場合	該当する場合	該当する場合	該当する場合	該当する場合

（指導及び助言）	（報告及び立入検査）	（適用除外）	（指置の要求）
第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人情報を保護するため、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するため内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。	第三十五条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関する必要があると認めるときは、該開示の実施に關し、手数料を徴収することができる。	第三十六条 第一項の規定による立入検査をする職員は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	第三十七条 委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び
第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等	（特定個人情報の保護を図るために連携協力）	（適用除外）	（指置の要求）
第三十二条 委員会は、特定個人情報の保護を図るために、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するため内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。	第三十三条 委員会は、特定個人情報の保護を図るために、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するため内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。	第三十四条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対する助言を受けることができる。	第三十五条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関する必要があると認めるときは、該開示の実施に關し、手数料を徴収することができる。

維持管理に関して、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、内閣総理大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

委員会は、前項の規定により同項の措置の実施を求めたときは、同項の関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第三十八条 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

## 第六章の二 機構処理事務等の実施に関する措置

### (機構処理事務管理規程)

**第三十八条の二** 機構は、この法律の規定により機構が処理する事務(以下「機構処理事務」という。)の実施に關し総務省令で定める事項について機構処理事務規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

総務大臣は、前項の規定により認可をした機構処理事務規程が機構処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

### (機構処理事務特定個人情報等の安全確保)

**第三十八条の三** 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報をその他の総務省令で定める情報(以下この条及び次条第二項において「機構処理事務特定個人情報等」という。)の電子計算機処理等を行つては、機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

前項の規定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託(「以上の段階にわたる委託を含む。」)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### (機構の役職員等の秘密保持義務)

**第三十八条の三の一** 機構の役職員若しくは職員(地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)第二十七条第一項に規定する機構処理事務特定個人情報等保護委員会の委員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、

委員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、

機構処理事務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託(「以上の段階にわたる委託を含む。」)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方であつた者は、その委託された業務に関する秘密又は機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

「目標」という。)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。

2 期初目標の期間(前項の期間の範囲内で主

て具体的に定めるものとする。)においては、次に掲げる事項について

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。第三十八条の十第一項第二号及び第三号において同じ。)向上に関する事項

二 個人番号カード関係事務に係る業務の質の効率化に関する事項

三 個人番号カード関係事務に係る業務運営の運営に関する重要な事項

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

2 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

3 中期目標の期間の最後の事業年度当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

4 その他の個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する重要な事項

3 個人番号カード関係事務に係る中期計画

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

3 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

4 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項

5 第三十八条の二第二項、第三項、第八項及び第十項から第十三項までの規定により機構が処理する事務並びに公的個人認証法第三十九条第一項に規定する認証事務をいう。以下の条から第三十八条の十二までにおいて同じ。)の実施に關し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け

2 計算機処理等の委託(「以上の段階にわたる委託を含む。」)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方であつた者は、その委託された業務に関する秘密又は機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 第三十八条の八 主務大臣は、個人番号カード関係事務に係る中期計画

1 第三十八条の八 主務大臣は、個人番号カード関係事務に係る中期計画

2 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項

3 第三十八条の八 主務大臣は、個人番号カード関係事務に係る中期計画

2 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項

3 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項

4 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項

5 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項

6 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項

7 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項

8 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項

9 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項

10 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項

11 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項

12 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項

13 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項

号カード関係事務に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるものである。

（地方公共団体情報システム機構法第八条第一項に規定する代表者会議をいう。次項において同じ。）

主務大臣は、機構の理事長が前項の命令に違反する行為をしたときは、機構の代表者会議に規定する期間を指定して、当該理事長

を解任すべきことを命ずることができる。

（同様の命令に従わなかつたときは、同項の命令に係る理事長を解任することができる。）

（個人番号カード関係事務に係る財源措置）

第三十八条の十二 国は、機構に対し、予算の範囲内において、個人番号カード関係事務に係る業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができ（財務大臣との協議）。

第三十八条の十三 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十八条の八第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十八条の九第一項の規定による認可をしようとするとき。

（法人番号）

第三十九条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者は若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であつて、所得税法第二百三十一条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百四十八条、第一百四十九条若しくは第一百五十条又は消費税法（昭和六十三年法律第八人号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に對して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

（通知等）

二 第三十八条の九第一項の規定により定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の事務所で定める事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があった場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があつた事項を国税庁長官に届け出なければならない。

（情報の提供の求め）

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならぬ。

（情報の提供の求め）

4 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができますのものをいう。第四十二条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

（情報の提供の求め）

4 第四十一条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができますのものをいう。第四十二条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

（情報の提供の求め）

4 第四十二条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成する範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（指定都市の特例）

4 第四十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

（情報の提供の求め）

4 第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第六条の二第二項及び第六項、第十七条第一項から第五項まで及び第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項（同条第一項から第三項までを含む。）、第十六条の二第二項（同条第一項の二第二項（情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項までを含む。）に規定により市町村が処理することとされる事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（情報の提供の求め）

4 第四十五条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

4 第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を作成するための戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

4 第四十六条 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に従事する者又は従事してはならない。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

4 第四十七条 法務大臣は、第一項に規定する目的のために戸籍関係情報作成用情報の提供に係る事務に従事する者又は従事してはならない。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

4 第四十八条 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に従事する者又は従事してはならない。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

4 第四十九条 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に従事する者又は従事してはならない。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

4 第五十条 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に従事する者又は従事してはならない。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

4 第五十一条 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に従事する者又は従事してはならない。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

4 第五十二条 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に従事する者又は従事してはならない。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

4 第五十三条 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に従事する者又は従事してはならない。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

4 第五十四条 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に従事する者又は従事してはならない。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

4 第五十五条 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に従事する者又は従事してはならない。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

4 第五十六条 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に従事する者又は従事してはならない。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

4 第五十七条 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に従事する者又は従事してはならない。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

4 第五十八条 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に従事する者又は従事してはならない。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）











(政令への委任)

**第十条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めること。

**(検討)** 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報(以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。)の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報(新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報(行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。)を含む。)の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人材を確保するための措置の状況を踏まえ、個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいり方について、匿名加工情報(新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報(行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。)を含む。)の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。**

**3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。**

**4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定す**

る農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方

策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

**5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国・行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。**

**6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一體的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方にについて検討を加え、その結果に基づく措置を講ずるものとする。**

**7 (施行期日)抄** **附 則 (平成二八年三月三一日法律第一三号)**

**第一 条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一及び二 略**

**三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。**

**イ 第一条中所得税法第五十七条第二項の改正規定、同法第五十一条の二第四項第二号の改正規定(「第五十一条の二第一項又は第二項」を「第五十一条の四第一項又は第二項(相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の「に改める部分を除く。)同法第六十条の改正規定(「前編第五章」の下に六条の改正規定(「第六章」を加える部分を除く。)並びに同法第二百三十二条第一項及び第二百三十三条の改正規定並びに附則第六条、第十四条第二項及び第六十六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第三項の改正規定(「第五十七条第二項若しくは」を削る部分に限り(六)に限る。)の規定**

**(罰則に関する経過措置)**

**第一 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第四 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第五 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第六 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第七 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている承認等の申請及び実施が重要であることに鑑み、国・行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第八 条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第九 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該各号に定めるものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

**(罰則に関する経過措置)**

**第一 条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**二 及び三 略**

**四 次に掲げる規定 平成二九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。**

**イ 第一条 第三条 第七条 第十条及び第十一条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第五十一条の二の改正規定に限る。)、第四十二条から第四十七条までの規定は、第五条の規定並びに次条及び附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第十二条(東日本大震災復興特別区域法(平成**

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第一五号)抄**

二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。、第四十四条条並びに第四十六条の規定 公布の日

(処分、申請等に関する経過措置)

**第一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている承認等の申請及び実施が重要であることに鑑み、国・行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第二 条** この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**イ 第一条中所得税法第五十七条第二項の改正規定、同法第五十一条の二第四項第二号の改正規定(「第五十一条の二第一項又は第二項」を「第五十一条の四第一項又は第二項(相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の「に改める部分を除く。)同法第六十条の改正規定(「第六章」を加える部分を除く。)並びに同法第二百三十二条第一項及び第二百三十三条の改正規定並びに附則第六条、第十四条第二項及び第六十六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第三項の改正規定(「第五十七条第二項若しくは」を削る部分に限り(六)に限る。)の規定**

**(罰則に関する経過措置)**

**第一 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第四 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第五 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第六 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第七 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第八 条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第九 条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該各号に定めるものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

**(罰則に関する経過措置)**

**第一 条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**二 及び三 略**

**四 次に掲げる規定 平成二九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。**

**イ 第一条 第三条 第七条 第十条及び第十一条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第五十一条の二の改正規定に限る。)、第四十二条から第四十七条までの規定は、第五条の規定並びに次条及び附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第十二条(東日本大震災復興特別区域法(平成**

(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二十八年六月三日法律第六三)	第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十八年一月二八日法律第九)	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二九年三月三一日法律第二)	第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

2	この法律の施行の日前にこの法律による改正前とのそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續が次条の規定に基づく政令に定めるものほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(政令への委任)
第八条 附則 (平成二九年五月二十四日法律第三)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
五号	第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
五号	第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

目次の改定	第四十二条 第三十九条第一	第五十八条 第五十九条第一	正規定	第四十二条 第三十九条第一
第十九条の改正規則の改定	第十四条 第十四号	第十五号 第十六号	第九条の改定	第四十五条 第四十二条
第十九条の改定	第十五号 第十六号	第十五号 第十六号	第十九条の改定	第四十一条の二 第四十二条
第十九条の改定	第十五号 第十六号	第十五号 第十六号	第十九条の改定	第四十一条の二 第四十二条
第十九条の改定	第十五号 第十六号	第十五号 第十六号	第十九条の改定	第四十一条の二 第四十二条

4	前二項の場合において、前条の規定は、適用しない。	第五十八条 第五十九条第一	第四十一条の七 第三十八条第一
附 則 (平成二九年六月二日法律第五二)	第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (平成三十一年三月三一日法律第七)	第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (平成三十一年三月三一日法律第七)	第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (平成三十一年三月三一日法律第七)	第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

ト 第十五号中租税特別措置法第五条の二第一項第二号に係る部分 同項第四項第四号の七項第四号及び第五条の三第四項第四号の七項第四号に係る部分 同項第四号に係る部分及び同条第九項に係る部分(「平成十四年法律五百五十一号」)を削る部分に限る

。)を除く。)、同法第四十条の二(見出しへ含む。)の改正規定、同法第四十条の三の三第二十項の改正規定、同法第四十一条の三第七項第四号の改正規定、同法第四十二条の二十一の改正規定、同法第四十二条の二十二第一項の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定、同法第四十二条の三第四項の改正規定、同法第六十六条の四第二十五項の改正規定、同法第六十七条の十六の改正規定並びに同法第六十八条の八十八第二十六項の改正規定並びに附則第七十四条、第七十五条、第八十四条、第一百条及び第一百四十二条の規定

(罰則に関する経過措置)  
第百四十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年六月八日法律第四四号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一條を加える改正規定、同法第五十七條から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項、第七十六条の三並びに第七十八条第一項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定(「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る)、同法第八十

五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条を含む。)の改正規定、同法第四十条の三の三第二十項の改正規定、同法第四十一条の三第七項第四号の改正規定、同法第四十二条の二十一の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定、同法第四十二条の三第四項の改正規定、同法第六十六条の四第二十五項の改正規定、同法第六十七条の十六の改正規定並びに同法第六十八条の八十八第二十六項の改正規定並びに附則第七十四条、第七十五条、第八十四条、第一百条及び第一百四十二条の規定

(罰則に関する経過措置)  
第百四十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年六月八日法律第四四号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。)及び第十三条の規定並びに附則第十一條から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定(处分、申請等に関する経過措置)

第十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)  
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十十四条及び第五十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法(昭和四十年法律第八十九号)別表第一第十八条の改正規定並びに附則第七十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十年法律第十三号)第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定附則第二十八条第一号の改正規定、附則第二十九号の改正規定及び同法第五十二条の改正規定(「第五十条第六項、「削る部分を除く。」)及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。)第九条から第十六条まで、第十七条(特十八号)第二十八条及び第三十八条第三項の別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二十三条第一号ニの改正規定に限る。)の規定は、令和六年一月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二十九日法律第二号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
第二十九条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によるものについての手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第

四の改正規定(いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。)並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定(公布の日)  
(政令への委任)  
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年六月二七日法律第六六号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。)及び第十三条の規定並びに附則第十一條から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定(处分、申請等に関する経過措置)

第十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)  
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十十四条及び第五十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法(昭和四十年法律第八十九号)別表第一第十八条の改正規定並びに附則第七十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十年法律第十三号)第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定附則第二十八条第一号の改正規定、附則第二十九号の改正規定及び同法第五十二条の改正規定(「第五十条第六項、「削る部分を除く。」)及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。)第九条から第十六条まで、第十七条(特十八号)第二十八条及び第三十八条第三項の別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二十三条第一号ニの改正規定に限る。)の規定は、令和六年一月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二十九日法律第二号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
第二十九条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によるものについての手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第





一及び二略  
三、目次の改正規定（「特例」を「特例等」に改める部分に限る。）、第六章の章名の改正規定及び同章に三条を加える改正規定（第二百二十一条の三に係る部分に限る。）並びに附則第十三条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）

四、附則第五条（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）別表第一戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の項の改正規定を除く。）、第六条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の二第一項の改正規定を除く。）及び第十四条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の改正規定を除く。）の規定（前号に掲げる規定の施行の日又は情報通信技術利用法改正法附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日）

五、第百二十条の次に七条を加える改正規定、第百二十四条の改正規定（市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長）を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。）、第百二十九条から第百三十条までの改正規定、第百三十七条を改め、同条を第百三十九条とする改正規定（第百三十七条を改める部分に限る。）、第百三十四条を改め、同条を第百三十六条とする改正規定（第百三十四条を改める部分に限る。）及び第百三十三条を改め、同条（前号に掲げる部分を除く。）の規定（公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日）

附 則（令和二年三月三一日法律第五号）抄（施行期日）  
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三、次に掲げる規定 令和三年四月一日  
イ 略

第十五条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第五項第一号中「代えて行う」の下に「電磁的方法」を「利用する方法」に加える部分、同号イに係る部分、同号十八項中「者は」の下に「当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該金融商品取引業者等変更届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類（第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。）の提示又はその者の特定署名用電子証明書等（同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。第十六項において同じ。）の送信と併せて行われるもの）を含む。以下第十五項までにおいて同じ。）をしなければ」に、「を提出する」を「の提出をする」に改める部分、同条第二十項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十一項に係る部分、同条第二十三項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十七項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第二十九項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「十八歳」に改める部分を除く。）、同法第三十七条の十四の二第十八条の改正規定（「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。）、同法第五十一条の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第六十八条第一項から第三項まで、第百六十八条及び第百六十九条の規定

いて同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第十四号）抄（施行期日）  
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに附則第十一条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定（公布の日）  
（罰則に関する経過措置）  
第一条 この法律（附則第一項各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
附 則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄（施行期日）  
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法第十二条の二第一項の改正規定、第六条の規定、第十一條の規定（第五号に掲げ

る改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十二条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年国民年金等改正法）という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三条第三項、第三十六条の改正規定、附則第五十六条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）別表第二の百七の十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定（公布の日）  
（政令への委任）  
二から九まで 略  
十 附則第九十六条の規定 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一项第五号に定める日

（政令への委任）

第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
附 則（令和二年六月一二日法律第四四号）抄（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。













式等の振 理又は加入者の個人番号等の提供	國税通則法による加入者情報の管 理	國税通則法に規定する附帯税を 定め、納税の猶予、担保の提供、還 付又は充当、附帯税（國税通則法 第二条第四号に規定する附帯税を いう。）の減免、調査（犯則事件 の調査を含む。）、不服審査その他 の国税の賦課又は徴収に関する事 務であつて主務省令で定めるもの の施行者である都道府県知事又は市 町村長	五十三 厚生労働大臣	五十三 厚生労働大臣	五十三 厚生労働大臣	五十三 厚生労働大臣	五十三 厚生労働大臣	五十三 厚生労働大臣	五十三 厚生労働大臣	五十三 厚生労働大臣	五十三 厚生労働大臣
五十八 社債、株 式等の振 理	五十七 官 國 稅 府 廳 長	五十六 市 町 村 長	五十五 都 道 府 縣 知 事 等	五十四 厚 生 勞 働 大 臣	五十五 都 道 府 縣 知 事 等	五十五 都 道 府 縣 知 事 等	五十五 都 道 府 縣 知 事 等	五十五 都 道 府 縣 知 事 等	五十五 都 道 府 縣 知 事 等	五十五 都 道 府 縣 知 事 等	五十五 都 道 府 縣 知 事 等
障害者の雇用の促進等に関する法 律（昭和三十五年法律第百二十三 号）による職業紹介等、障害者職 業センターの設置及び運営、納付 金関係業務若しくは納付金関係業 務に相当する業務の実施、在宅就 業障害者特例調整金若しくは報奨 金等の支給又は登録に関する事務 であつて主務省令で定めるもの	医薬品、医療機器等の品質、有効 性及び安全性の確保等に関する法 律（昭和三十五年法律第百四十五 号）による登録販売者の登録に關 する事務であつて主務省令で定め るもの	薬剤師法（昭和三十六年法律第 四十六号）による薬剤師の免許に 關する事務であつて主務省令で定 めるもの	災害対策基本法（昭和三十六年法 律第二百二十三号）による避難行 動要支援者名簿の作成、個別避難 計画の作成、罹災証明書の交付又 は被災者台帳の作成に關する事務 であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法（昭和三十六年法 律第二百三十八号）による児童扶 養手当の支給に關する事務であつ て主務省令で定めるもの	國稅通則法その他の國稅に關する 法律による國稅の納付義務の確 定、納稅の猶予、担保の提供、還 付又は充當、附帶稅（國稅通則法 第二条第四号に規定する附帶稅を いう。）の減免、調査（犯則事件 の調査を含む。）、不服審査その他 の国稅の賦課又は徴収に関する事 務であつて主務省令で定めるもの の施行者である都道府県知事又は市 町村長						

二条第二項に規定する法律第二項に関する事務であつて主務省令で定めるもの			
五十九 地方公務員共済組合又は全 国市町村職員共済組合連合 会	機関	地方公務員等共済組合法（昭和三 十七年法律第百五十二号）による 短期給付若しくは年金である給付 の支給、福祉事業の実施若しくは 一時金の支給又は地方公務員等共 済組合法の長期給付等に関する施 行法（昭和三十七年法律第百五十 三号）による年金である給付の支 給に関する事務であつて主務省令 で定めるもの	
六十 生労働大臣	臣	戦没者等の妻に対する特別給付金 支給法（昭和三十八年法律第六十 一号）による特別給付金の支給に 関する事務であつて主務省令で定 めるもの	
六十一 市町村長	市町村長	老人福祉法（昭和三十八年法律第 百三十三号）による福祉の措置又 は費用の徴収に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	
六十二 厚生労働大臣	大臣	戦傷病者特別援護法（昭和三十八 年法律第百六十八号）による援護 に関する事務であつて主務省令で 定めるもの	
六十三 都道府県知事	都道府県	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第百二十九号) による資金の貸付けに関する事務 であつて主務省令で定めるもの	
六十四 都道府県知事又は市町村長	都道府県	母子及び父子並びに寡婦福祉法 による配偶者のない者で現に児童を 扶養しているもの又は寡婦につい ての便宜の供与に関する事務であ つて主務省令で定めるもの	
六十五 都道府県知事等	都道府県	母子及び父子並びに寡婦福祉法に よる給付金の支給に関する事務で あつて主務省令で定めるもの	
六十六 厚生労働大臣又は	大臣	特別児童扶養手当等の支給に関す る法律（昭和三十九年法律第百三 十四号）による特別児童扶養手当	

都道府県	知事等	六十七都道府県	六十七都道府県の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)。以下この表において「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	六十九厚生労働大臣	六十八厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
母子保健法(昭和四十年法律第四十号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健診、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は子ども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	七十市町村長	七十一厚生労働大臣	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第一百五十五号)による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一	二都道府県知事	七十二厚生労働大臣又は	製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五十五号)による製菓衛生師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

都道府県	年法律第二百三十二号による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による再就職援助計画の認定に関する事務であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）による社会保険労務士試験又は紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	社会保険労務士法による社会保険労務士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業訓練指導員の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師の免







行政機関の長等	百三十六	預金保険機構
預貯金者の意思に基づく個人番号 の利用による預貯金口座の管理等 に関する法律による通知又は情報 の提供に関する事務であつて主務 省令で定めるもの		